

## 蜜蜂転飼許可手数料 収納窓口（POS）用納付票

太枠線内に数量及び金額を記入し、収納窓口にて蜜蜂転飼許可手数料をお支払いください。納付されましたら、この用紙を蜜蜂転飼許可申請書等必要書類と一緒に、転飼先地域を管轄する地方事務所農(林)業振興課に提出してください。

○収納窓口

県庁本庁舎 地下1階売店  
 中部総合事務所 2号館1階  
 西部総合事務所 本館3階

単価（円）	数量	金額	備考
¥150			1場所につき150円に蜂群数を乗じて得た額、ただしその額が2,300円を超えるときは2,300円
¥2,300			
<b>合計金額</b>			

鳥取県庁POS	¥150	鳥取県庁POS	¥2,300
 2 1 0 8 3 9 0 5 0 2 0 0 0		 2 1 0 8 3 8 0 5 0 2 0 0 3	
手数料名:みつばち転飼許可手数料		手数料名:みつばち転飼許可手数料	
予算主務課:畜産振興局畜産課		予算主務課:畜産振興局畜産課	
電話番号:0857-26-7288		電話番号:0857-26-7288	

### レシート貼付欄

※「控1」の表示があるレシートを貼付してください